

東日本高速道路株式会社

第18期定時株主総会

決議事項

第1号議案・・・P1

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分に関しては、次のとおりとしたいと存じます。

当期は、新型コロナウイルス感染症対策と社会経済活動との両立への移行が進む中で、緩やかな持ち直しの動きが続き、高速道路事業における交通量及び料金収入が、道路休憩所事業における飲食・物販店舗売上高が、それぞれ回復し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前である令和2年3月期の連結会計年度の水準までは届かなかったものの、当連結会計年度は当期純利益を計上しました。

当社では、高速道路管理事業における将来の経済変動及び豪雪等によるリスクに対応等するための積立金を留保することによって、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との協定に基づく道路賃借料を確実に支払うとともに、引き続き、経営基盤を強化することが必要であると認識しております。

つきましては、剰余金の処分について、当期は下記のとおりとさせていただきたく、株主様のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、自治体管理の跨道橋耐震対策事業については令和4年度末までに実施完了したことから、同事業実施のための目的積立金である跨道橋耐震対策積立金を廃止することとさせていただきます。同積立金については、令和5年6月8日に開催された取締役会において令和4年度の同事業実施にかかる所要の額について取崩を決議しておりますが、取崩後の残額全てを別途積立金に充当することとさせていただきます。

記

1. 剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金	6, 716, 038, 335円
跨道橋耐震対策積立金	3, 094, 820, 694円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金	9, 810, 859, 029円
-------	-------------------

2. 剰余金の配当に関する事項

株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額 なし

以 上